

ゼロカーボンシティたかまつ環境マネジメントシステム
(高松市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)) 資料集

資料 1. その他環境負荷等低減に向けた取り組み内容の詳細(本編 第 4 章 3.)

(1) 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

- ・公共施設等の新築・改築に当たっては、設置可能と判断された場合、原則太陽光発電設備を導入するよう努める。
- ・市が保有する未利用地等について、PPA モデルの活用や民間貸出等を含め、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの活用の検討等に努める。
- ・市が保有する太陽光発電設備等について、設置施設内での自家消費や電気自動車での活用等、事務事業内での消費に努める。
- ・ごみ処理施設や下水処理場におけるバイオマス発電・バイオマス熱の有効活用に努める。

(2) 建築物における省エネルギー対策の徹底

①建築物における省エネルギー対策の徹底

- ・2025 年度以降に設計する新築事業については、原則 ZEB Oriented(一次エネルギー消費量削減量が、事務所等、学校等、工場等の場合は 40%以上、ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等の場合は 30%以上となる建築物)相当以上とするよう努める。
- ・2030 年度以降に設計する新築建築物については、50%以上が ZEB Ready(一次エネルギー消費量削減量が 50%以上となる建築物)相当となるように努める。
- ・空調設備を新設・改修する際は、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器の導入を図る。
また、既存の空調設備についても、機器の効率や利用状況等を鑑み、温室効果ガスの排出が少なくなるよう、計画的な更新の検討等に努める。
- ・空調設備の適切な運用により、庁舎内における適切な室温管理(冷房時:28℃程度、暖房時 18℃程度)を行う。また、外気温や湿度、立地、建物の状況等も考慮し、適切な室温となるような空調設備の使用に努める。
- ・断熱性能の向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用、窓への複層ガラス、二重窓、ひさし、ブラインドシャッター等の導入等に努める。
- ・省エネルギー診断やコミッショニング等、エネルギーの効率的な利用や、温室効果ガスの排出抑制等に寄与する役務の実施等に努める。
- ・施設内の各設備の運用に当たっては、関係法令を順守した上で、燃料の適正使用等により、環境負荷を低減できるよう、配慮する。

②建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

- ・建築資材については、再生された、又は再生できるものをできる限り使用するよう努めるとともに、建築副産物の発生抑制、再利用、減量化に努める。また、再利用又は減量化できない建築副産物については適正に処理を行う。

- ・「高松市節水・循環型水利用の推進に関する要綱」を順守するとともに、節水型の設備や節水設備を積極的に導入し、雨水・再生水（下水処理水）等の活用について検討する。
- ・建築物の建設等に当たっては、工事の発注者として、低騒音・低振動型の建設機械や、エネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう促すとともに、出入車両から排出される温室効果ガスの削減を発注者として促す。
- ・庁舎等の敷地の整備に当たっては、既存樹木を活用し、自然が適切に保全される樹種の植栽に努めるなど、緑化を推進する。
- ・庁舎等の敷地の整備に当たっては、浸水性舗装、浸透ます等、雨水の地下浸透を促進させるための施設の積極的な設置に努める。
- ・実施状況の把握のため、契約監理課所管に係る設計金額が130万円を超える公共工事を実施する場合、「建設工事関連対策チェックシート（様式8）」及び「建設副産物等発生量・利用量調査チェックシート（様式9）」を契約監理課技術検査室へ提出し、同課を通じて環境管理事務局（ゼロカーボンシティ推進課）に報告することとする。（「建設副産物等発生量・利用量調査チェックシート（様式9）」は、国土交通省の建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）の内、「様式1：再生資源利用実施書」及び「様式2：再生資源利用促進実施書」を使用する。）

（3）財やサービスの購入・使用に当たっての取組

①電動車の導入等

- ・公用車について、代替可能な電動車がない場合を除き、2026年度以降に行う新規導入・更新については全て電動車とするよう努める。
- ・2030年度までに公用車がストックでも全て電動車となるよう、公用車の更新を計画的に進めるよう努める。

②自動車の抑制等

- ・Web会議システムやテレワーク等の活用により、職員及び来庁者の自動車利用の抑制に努める。
- ・システム等により公用車の正確かつ詳細な使用状況を調査する等、公用車の所有台数の最適化や効率的な利用に努める。
- ・業務時の移動等について、近距離の移動は徒歩や公用自転車等で行う、公用車の利用時は相乗りや最短距離運行などを行う等、公用車の利用を減らし、利用する場合は効率的な運行に努める。また、低燃費車を優先的に利用するよう心掛ける。
- ・タイヤ空気圧の調整、排気ガスの排出状況の点検等、公用車の定期的な整備に努める。
- ・公用車の利用時には、不要な貨物の積載に注意し、急発進・急加速を控える等、経済運転に努める。

③省エネルギー機器の導入等

- ・LED 照明については、2027 年末の蛍光灯の製造等禁止を見据え、計画的に交換するように努める。また、屋内の照明に限らず、公園・駐車場・道路・港湾等の屋外照明についても同様とする。(ただし、今後利用する予定がない施設や廃止予定の施設等については除く。)
- ・エネルギー消費の多い OA 機器、家電製品等について、旧型のエネルギーを多く消費するものについては、廃止又は更新を計画的に進め、更新する際は省エネルギー型のものを選択するよう努める。また、これらの機器等の新規導入に当たっても同様とする。
- ・施設内の自動販売機を、エネルギー消費が少なく、またオゾン層破壊物質及び HFC を使用しない機器、並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促すとともに、使用実態を精査し、設置台数の減少など、適切な配置となるよう促すよう努める。

④グリーン購入の推進、リデュースの取組等

- ・電力の調達に当たっては、「高松市が行う電力調達契約に係る環境配慮方針」に則った、再生可能エネルギーの割合が高い電力の調達等に努める。
- ・物品の調達に当たっては、「高松市グリーン購入基本方針」に基づき、環境負荷の低減に努める。
- ・物品等の購入に当たっては、購入総数をできる限り抑制するものとし、グリーン購入の推進によって購入数が増加しないよう注意する。
- ・修繕による長期利用等、物品等の合理的な使用に努め、廃棄の際には分別等に留意する等、環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。
- ・マイバッグ、マイボトル等の活用を進め、レジ袋やペットボトル等の使い捨て包装の使用をできる限り控え、最小限とするよう努める。
- ・プラスチック製のストローやスプーン等、使用の回避や代替品の使用が可能な使い捨てプラスチック製品の利用を抑えるように努める。
- ・ワンウェイ（使い捨て）製品の購入・使用の抑制に努める。

⑤用紙類の使用量の削減

- ・書類の電子化や電子決裁の活用により、文書・資料等のペーパーレス化を推進する。また、市域全体での用紙の使用量削減を図るため、電子申請等の用紙を用いない、又は用紙の必要枚数を減らした申請方式等について推進する。
- ・会議等で資料等に用紙を使用する際は、両面印刷・両面コピーを行うとともに、簡素化・規格の統一化を進め、ページ数や部数についても必要最小限となるよう見直しを行うよう努める。
- ・印刷物は、配布先の見直しや在庫管理の徹底等により、必要最小限の部数となるよう努める。
- ・市民全体への周知を目的とする印刷物については、その内容等により、ホームページや広報誌への掲載による周知等への切り替えに努める。

⑥再生紙、再生品等の使用・活用等

- ・購入し、使用するコピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、できる限り再生紙をすることに努める。
- ・購入し、使用する物品等について、間伐材の木材や再生材料等から作られた製品とするよう努める。

⑦フロン類の排出の抑制

- ・施設等に設置している業務用の冷凍冷蔵機器・空調機器について、HFC 等のフロン類冷媒を使用しているかどうか把握し、フロン類冷媒を使用している場合は、フロン排出抑制法に基づき、機器の設置場所及び台数のリスト化、簡易点検及び定期点検の実施、点検及び整備の記録簿の作成及び保管（廃棄等に伴う冷媒の引渡し日から3年を経過するまで）、漏洩量（整備時の充填量）の把握、廃棄の際の冷媒の回収等を、確実に実施する。

（４）その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

①廃棄物

- ・コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用に取り組む。
- ・食品ロス削減のため、職員への啓発や、災害用備蓄食料の配布やフードバンクへの寄付等への取組の実施に努める。

②その他の事務・事業等

- ・夏季・冬季における執務室の服装について、庁舎内の室温（冷房時：28℃程度、暖房時20℃程度）やその他の環境に合わせ、快適で効率的に働くことができるよう、夏季はノーネクタイ、ノー上着などの軽装（クールビズ）に、冬季は働きやすく暖かい服装（ウォームビズ）に努める。なお、その日の気候や個人の体調等に応じて、また、国・県等との会合時等には状況に応じて、柔軟に対応する。
- ・業務に適した照度の確保に努めるとともに、不必要な照明は消灯する。また、コピー室、トイレ、給湯室等は使用時のみ点灯することとし、昼休み中や残業時には、業務を行っていない箇所を消灯する。
- ・OA 機器等の電気製品は、不必要時（昼休み等）には電源を切る、スリープモード（省電力モード）にする等を行うとともに、帰宅時など長時間使用しない場合は、可能な限りコンセントからプラグを抜き、待機電力の削減に努める。
- ・働き方改革を推進する観点からも、定時退庁を心掛ける。また、毎週水曜日を「ノー残業デー」と位置づけ、水曜日の 17 時以降は、業務上やむを得ない場合を除き、原則として会議・協議等を実施しないこととし、一層の定時退庁の実施を図る。
- ・事務の見直し等による、夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化の徹底を図る。また、スマイルプランの目標指標の達成に向けて、組織全体として取り組むことに努める。
- ・デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）や脱炭素型ライフスタイルの推進に、積極的に取り組むよう努める。